

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年2月14日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年1月31日静岡県告示第56号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

| 所在が不分明な者 | 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 掲示場 |
|----------|--------------------|------|
| 妻木ぶん | 周智郡森町三倉字折坂3927 | 森町役場 |
| 妻木建之 | 周智郡森町三倉字折坂3927 | 森町役場 |
| 妻木稔 | 周智郡森町三倉字折坂3927 | 森町役場 |
| 山下勝二 | 周智郡森町三倉字松下3947の2 | 森町役場 |